

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第一項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第一号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。）。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に減少比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端

数があるときは、これを切り上げるものとする。) についての減少の記載又は記録

口 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした金額の数の通知

一 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に増加比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

口 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした金額の数の通知

5 前項第一号口若しくは第二号口又は第一号口若しくは第二号口の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての減

少の記載又は記録

口 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた金額の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての増加の記載又は記録

口 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた金額の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の金額の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替貸付信託受益権の金額の数の通知をしなければならない。

第一百二十四条の見出しを「（振替貸付信託受益権に関する貸付信託法の特例）」に改め、同条第一項中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権」を「振替貸付信託受益権」に、「同法」を「貸付信託法」に改め、同条第二項中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権」を「振替貸付信託受益権」に、「同法の」を「貸付信託法の」に改める。

第一百二十五条の見出し中「特定目的信託の受益権」を「特定目的信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(振替特定目的信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)

第一百二十五条の二 特定の銘柄の特定目的信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替特定目的信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替特定目的信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の銘柄

一 併合の場合にあつては、一から次のイの持分の数の次の口の持分の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 併合後の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数

ロ 併合前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数

三 分割の場合にあつては、次のイの持分の数の次の口の持分の数に対する割合（以下この条において

「増加比率」という。）

イ 分割により権利者が受ける当該振替特定目的信託受益権の持分の総数

ロ 分割前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替特定目的信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知

を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第一項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。）。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に減少比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

口 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした持分の数の通知
二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に増加比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

- 口 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした持分の数の通知
- 5 前項第一号口若しくは第二号口又は第一号口若しくは第二号口の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての減

口 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の持分の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替特定目的信託受益権の持分の数の通知をしなければならない。

第一百二十六条の見出しを「（振替特定目的信託受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例）」に

改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権」を「振替特定目的信託受益権」に改める。

第八章中第百四十六条を第三百十九条とする。

第一百四十五条中第二号から第五号までを次のように改める。

二 第六十七条第一項（第一百五十五条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十一条、第一百七十二条第一項（第二百七十六条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第一百七十三条、第一百二十五条、第一百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第一百七十四条第一項（第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十九条第一項、第二百六十七条第一項、第二百六十七条规定の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき（第六十七条第一項又は第二百八十七条第一項の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき（第六十七条第二項（第一百五十五条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百一十五条、第一百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第一百七十二条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第二百五十九条第一項（第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百五十九条第一項（第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十一条第二項、第二百六十条第二項、第二百六十七条第二項、第二百七十九条第二項、第二百八十三条第二項又は第二百八十七条第二項の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三 正当な理由がないのに第六十七条第二項（第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十五条、第一百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第一百七十二条（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百七十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十三条第二項又は第二百八十七条第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九条第一項（第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十五条、第一百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第一百二十二条の二第二項、第一百二十三条の二第一項、第一百二十五条の二第一項、第一百三十条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号にお

いて準用する場合を含む。）、第百三十一条第一項（第百四十条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十四条第一項（第二百四十二条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十五条第一項（第二百四十二条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十六条第一項（第二百四十二条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十七条第一項（第二百四十二条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十九条第一項（第二百四十二条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十九条第一項（第二百四十二条第一項（同条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百四十二条第一項（第二百四十二条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項

項、第二百九十条、第二百九十三条第一項及び第三項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第一百四十三条第一項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十二条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十三条第二項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十五条第一項（同条第五項及び第六項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十三条第一項、第二百九十五条及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十二条第一項、第二百六十二条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十五条及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十二条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十二条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百七十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百七十二条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百九十五条第一項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百九十八条第一項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百九十九条第一項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一条第三項（第二百九十八条第四

号において準用する場合を含む。）、第一百二十二条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八
条第一項及び第一百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第一百二十六条第一項（第二
百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第一百二十七条第一項（第二百九十八条第五号
において準用する場合を含む。）、第一百二十八条第一項（同条第五項（第二百九十八条第五号にお
いて準用する場合を含む。）及び第一百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第一百二
十九条第一項（第二百八十八条第一項及び第一百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、
第一百三十条第一項（第二百八十八条第一項及び第一百九十八条第五号において準用する場合を含
む。）又は第二百三十二条第三項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の規定に
違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七条第一項（第一百十三条规定、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十一
条、第一百二十三条、第一百二十五条规定、第一百二十七条及び第一百九十八条第一号において準用する場合を
含む。）、第一百六十九条第一項（第二百五十二条第一項、第一百六十一条第一項、第一百六十八条第
一項及び第一百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第一百九十二条第一項（第一百七十

六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百十八条第一項（第二百八十五条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百四十九条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第一百四十五条に次の一号を加え、同条を第二百十八条とする。

六　この法律に定める公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

第一百四十四条中第十四号を次のように改める。

四 第六十九条第二項第二号（同条第三項（第一百二十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十五条、第一百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百二十五条、第一百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第七十条第一項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十五条、第一百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第七十一条第一項（第一百二十三条、第一百二十五条、第一百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第一百五十四条第四項（第二百五十二条第一項、第一百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第一百七十三条第四項第二号（同条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第一百七十四条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第一百七十六条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第一百八十六条第四項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第一百八十六条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第一百九十五条第二項第二号（同条第三項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第一百九十六条第一項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第一百九十七条第一項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第一百九十八条第二項

(第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)、第一百九十九条第二項（同条第四項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百九条第四項（第二百八十一条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）及び第二百二十二条第二項第二号（同条第三項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十二条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十三条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第二項（同条第四項（同条第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において